

平成25年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

平成26年6月 中部地方整備局

平成25年度中部地方整備局コンプライアンス報告書

目 次

| | |
|----------------------------------|--------|
| はじめに | … P 3 |
| 1. 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定 | … P 4 |
| 2. コンプライアンス推進体制の強化 | … P 4 |
| A. 取組の実施状況 | … P 4 |
| (1) コンプライアンス推進本部等 | … P 4 |
| (2) 各事務所（管理所）におけるコンプライアンス推進体制の構築 | … P 6 |
| (3) 違法性の認識に関する研修の徹底 | … P 7 |
| ①研修におけるコンプライアンス講義の充実強化 | … P 7 |
| ②違法性の認識が希薄にならない研修手法の取組 | … P 8 |
| ③研修を受講する機会の少ない職員への対応 | … P 8 |
| ④eラーニングシステムの改良 | … P 9 |
| ⑤外部講師による講習会等の実施 | … P 9 |
| ⑥職員へのコンプライアンス意識の徹底 | … P 10 |
| ⑦コンプライアンスインストラクターの積極的な活用 | … P 11 |
| (4) 意識改革に向けた取組 | … P 12 |
| ①事業者との応接方法の徹底等 | … P 12 |
| ②副所長室の相部屋化等 | … P 12 |
| ③本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーション機会の増加 | … P 12 |
| (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底 | … P 13 |
| (6) コンプライアンス外部報告窓口の設置 | … P 13 |
| B. 検証（評価） | … P 13 |
| 3. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底 | … P 15 |
| A. 取組の実施状況 | … P 15 |
| (1) 入札契約手続きの見直し | … P 15 |
| ①入札書と技術提案書の同時提出 | … P 15 |
| ②予定価格作成時期の後倒し | … P 15 |
| ③技術提案書における業者名のマスキングの実施 | … P 15 |
| (2) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の強化 | … P 16 |
| (3) 情報管理の徹底 | … P 16 |
| B. 検証（評価） | … P 17 |
| 4. ペナルティの強化 | … P 17 |
| A. 取組の実施状況 | … P 17 |
| (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ | … P 17 |
| B. 検証（評価） | … P 17 |
| 5. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開 | … P 18 |
| A. 取組の実施状況 | … P 18 |
| (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等 | … P 18 |
| (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開 | … P 18 |
| B. 検証（評価） | … P 18 |

| | |
|--------------|---------|
| 6. 再発防止対策の周知 | … P 1 9 |
| A. 取組の実施状況 | … P 1 9 |
| B. 検証（評価） | … P 1 9 |
| 7. 監査機能の充実 | … P 2 0 |
| A. 取組の実施状況 | … P 2 0 |
| B. 検証（評価） | … P 2 0 |
| まとめ | … P 2 1 |

はじめに


平成24年10月17日、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から3回目の改善措置要求を受け、国土交通省全体としての改善措置を要請されるに至った。

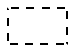
国土交通省はこの事態を深刻に受け止め、その実態解明と再発防止対策の検討を行うため、省内に「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、平成25年3月14日付けの調査報告書で「再発防止対策」を取りまとめた。

中部地方整備局ではこの「再発防止対策」を踏まえ、平成25年度に行うコンプライアンスの推進のための取組を内容とする「平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、その実施に努めてきたところである。

コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、平成25年度に中部地方整備局において推進計画に基づき実施した取組等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

*本報告書中、

二重線囲みの部分  は、平成25年度コンプライアンス推進計画

点線囲みの部分  は、取組の実施状況に対する自己評価とアドバイザー委員会による評価である。

1. 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

平成25年度の中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、平成25年4月18日に開催された中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会に、平成24年度の推進計画実施状況報告と合わせて提示し、同委員会から意見等を伺い、平成25年4月23日に開催した推進本部会議において決定した。

本推進計画は、中部地方整備局ホームページに掲載し公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に対する周知を行った。

2. コンプライアンス推進体制の強化

A. 取組の実施状況

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月20日付けで設置した中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と、推進本部の決定により設置した「中部地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、外部有識者で構成される「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る取組を、平成25年度も継続して実施する。

中部地方整備局では、平成24年に発覚した高知県内における入札談合事案を受け、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月16日に中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、同年11月20日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置した。

また、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため年度毎に作成・決定する推進計画に、外部からの意見等を反映させるため、平成24年11月16日に「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」を設置した。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し推進計画を効果的・効率的に推進するために、平成24年11月20日付けで「中部地方整備局コンプライアンス推進室」（以下「推進室」という。）を設置した。

推進本部は、以下のとおり毎月推進本部会議を開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。

平成25年度 コンプライアンス推進本部会議

| 日時 | 会議名 | 議事内容 |
|----------|-----------|--|
| H25.4.9 | 第6回推進本部会議 | 本省通達「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書を踏まえた再発防止対策の徹底について」について 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について 中部地方整備局発注者綱紀保持規程・マニュアル(不当な働きかけ)の改正(案)について |
| H25.4.23 | 第7回推進本部会議 | 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について 中部地方整備局発注者綱紀保持規程・マニュアル(不当な働きかけ)の改正について コンプライアンス推進本部の活動状況(H25.1～H25.3)について |

| 日時 | 会議名 | 議事内容 |
|-----------|------------|--|
| H25.5.28 | 第8回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(4月)及び今後の取組計画について |
| H25.6.25 | 第9回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(5月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (静岡国道事務所、庄内川河川事務所、名古屋港湾事務所) |
| H25.7.30 | 第10回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(6月)及び今後の取組計画について 平成24年度中部地方整備局コンプライアンス報告書について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (岐阜国道事務所、富士砂防事務所、三峰川総合開発工事事務所) |
| H25.8.26 | 第11回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(7月)及び今後の取組計画について 中部地方整備局発注者綱紀保持規程・マニュアル(情報管理の徹底)の改正(案)について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (浜松河川国道事務所、三重河川国道事務所、三河港湾事務所) |
| H25.9.24 | 第12回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(8月)及び今後の取組計画について 中部地方整備局発注者綱紀保持規程・マニュアル(情報管理の徹底)の改正について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (静岡営繕事務所、設楽ダム工事事務所、中部技術事務所、連ダム管理所) |
| H25.10.29 | 第13回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(9月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (北勢国道事務所、天竜川ダム統合管理事務所、丸山ダム管理所) |
| H25.11.25 | 第14回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(10月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (多治見砂防国道事務所、飯田国道事務所、長島ダム管理所) |
| H25.12.25 | 第15回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(11月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (沼津河川国道事務所、名四国道事務所、名古屋港湾技術調査事務所) |
| H26.1.27 | 第16回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(12月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (越美山系砂防事務所、新丸山ダム工事事務所、高山国道事務所、矢作ダム管理所) |
| H26.2.25 | 第17回推進本部会議 | 平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について コンプライアンス推進本部活動状況報告(1月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (豊橋河川事務所、天竜川上流河川事務所、清水港湾事務所) |
| H26.3.26 | 第18回推進本部会議 | コンプライアンス推進本部活動状況報告(2月～3月)及び今後の取組計画について 平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス実施状況報告について 中部地方整備局発注者綱紀保持規程・マニュアル(適正業務管理官)の改正について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (静岡河川事務所、名古屋国道事務所、愛知国道事務所、四日市港湾事務所) |

一方、中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）は、3回（うち1回は持ち回り審議）開催された。

委員長：熊田 均 弁護士
 委員長代理：和田 肇 名古屋大学大学院 教授
 委員：加藤 明司 公認会計士
 //：住田 正夫 弁護士
 //：田島 暁 元中日新聞論説主幹（平成25年度末現在、委員は五十音順、敬称略）

○第2回委員会（H25.4.18 10:00～12:00）

出席委員：熊田委員長、和田委員長代理、加藤委員、住田委員、田島委員

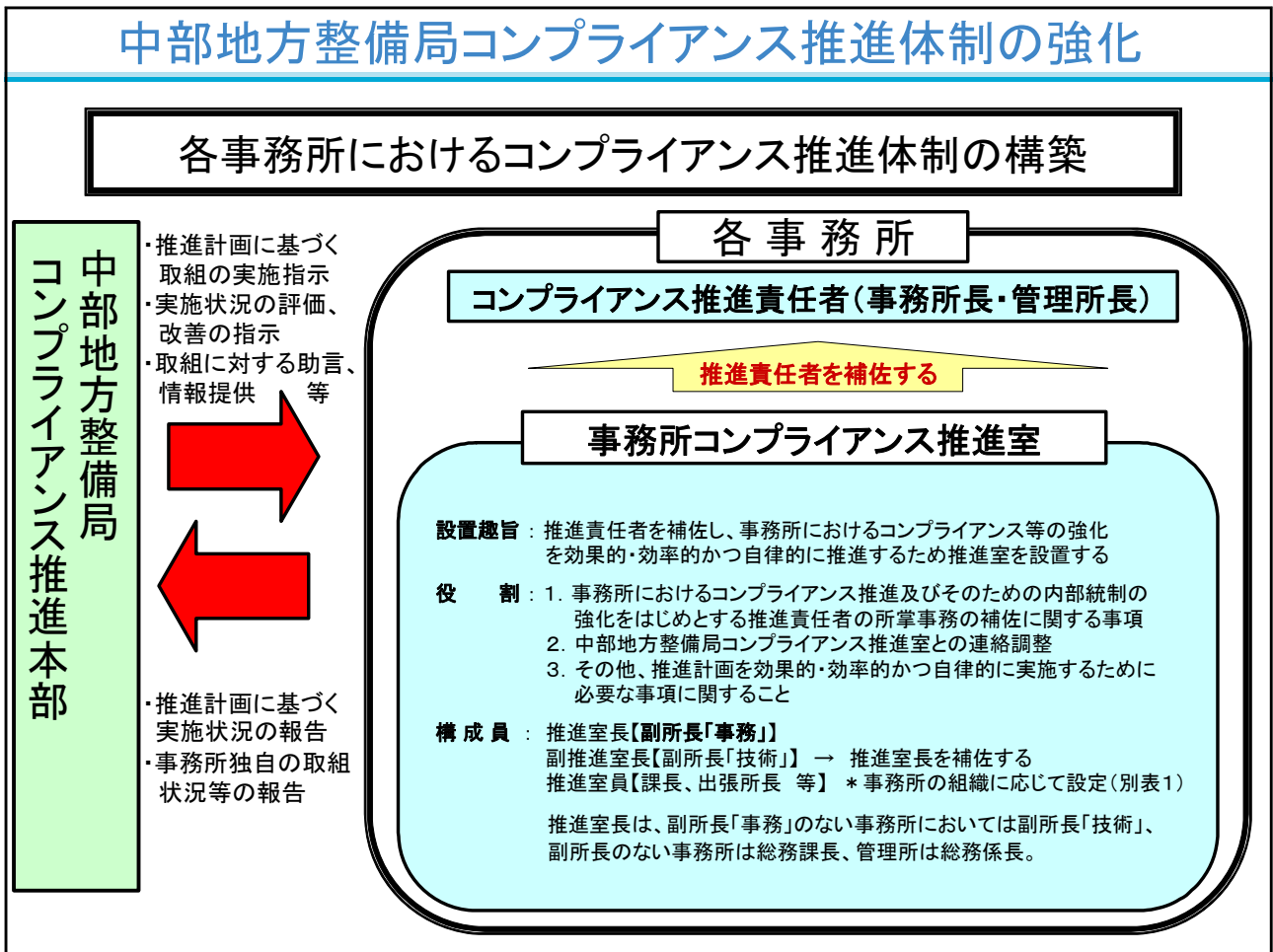
議事：高知県内における入札談合事案に関する調査報告書について
 平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の実施状況について
 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について
 中部地方整備局発注者綱紀保持規程及び同マニュアル（不当な働きかけ）
 の改正（案）について

- 第3回委員会（H25.9.4～H25.9.9 持ち回り審議 1時間程度）
持ち回り：熊田委員長、和田委員長代理、加藤委員、住田委員、田島委員
議事：中部地方整備局発注者綱紀保持規程及び同マニュアル（情報管理の徹底）の改正（案）について

- 第4回委員会（H26.3.17 10:00～12:00）
出席委員：熊田委員長、和田委員長代理、加藤委員、住田委員、田島委員
議事：平成25年度中部地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について
中部地方整備局発注者綱紀保持規程及び同マニュアルの改正（案）について

(2) 各事務所(管理所)におけるコンプライアンス推進体制の構築
各事務所（管理所）内に、コンプライアンス推進責任者を補佐するためのコンプライアンス推進室を設置し、事務所（管理所）におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するための体制整備を図る。

事務所(管理所)におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するために、管内全36事務所においてコンプライアンス推進室を設置した。



(3) 違法性の認識に関する研修の徹底

①研修におけるコンプライアンス講義の充実強化

今年度中部地方整備局で実施する全ての計画研修カリキュラムに、コンプライアンスに関する講義を採り入れる。

平成25年度に中部地方整備局で実施した全ての計画研修29コース31講義の全課程において、コンプライアンスに関するカリキュラムを取り入れて実施した。

平成25年度の研修受講者数は485人であり、平成24年度の219人に対して、121%の増加となった。

平成24年度 研修実績表

| № | 研修日程(始) | 研修日程(終) | 研修コース名 | 研修種別 | 対象者 | 人(計画) | 研修講師 |
|----|-----------|-----------|-----------------|----------|---------------|------------------|------------|
| 1 | H24.4.2 | H24.4.6 | 初任職員 * | (共) 総合 | 新規採用者 | 22 | 適正業務指導官 |
| 2 | H24.4.16 | H24.4.20 | 執行プロセス | (技) 教養 | 副所長 | 47 | |
| 3 | H24.5.7 | H24.5.11 | 新任技術 I | (技) 総合 | 新規採用者(1ヶ月経過) | 14 | |
| 4 | H24.5.16 | H24.5.18 | テックフォース | (技) 専門 | 派遣隊員(3級) | 18 | |
| 5 | H24.5.23 | H24.5.25 | 経理実務 | (事) 専門 | 一般・係長(1~4級) | 14 | |
| 6 | H24.5.30 | H24.6.1 | 入札契約制度 | (事) 専門 | 一般・係長(1~4級) | 20 | |
| 7 | H24.6.4 | H24.6.8 | 新任係長(事務・技術) * | (事・技) 総合 | 新任係長(2~3級) | 29 | 適正業務指導官付補佐 |
| 8 | H24.6.13 | H24.6.15 | 災害査定 | (技) 専門 | 災害査定検査官(4級以上) | 16 | |
| 9 | H24.6.18 | H24.6.22 | 用地事務(初級) | (事) 専門 | 用地担当(1~4級) | 15 | |
| 10 | H24.6.25 | H24.6.29 | 新任係長(事務・技術) * | (事・技) 総合 | 新任係長(2~4級) | 41 | 適正業務指導官付補佐 |
| 11 | H24.7.4 | H24.7.6 | テックフォース | (技) 専門 | 派遣以外(2~3級) | 17 | |
| 12 | H24.7.9 | H24.7.11 | 行政マネジメント * | (事) 教養 | 事務副所長 | 7 | 総務部長 |
| 13 | H24.7.23 | H24.7.27 | 河川管理 | (技) 専門 | 係長層(2~3級) | 16 | |
| 14 | H24.9.5 | H24.9.7 | 中堅係長(技術・上級) | (技) 総合 | 係長層(5~6年目) | 29 | |
| 15 | H24.9.10 | H24.9.13 | 法律基礎 * | (事) 教養 | 採用後(2~3年目) | 6 | 適正業務指導官付補佐 |
| 16 | H24.9.18 | H24.9.19 | 総合技術マネジメント課長級 | (技) 専門 | 課長層(2~3年目) | 8 | |
| 17 | H24.9.18 | H24.9.21 | 営繕行政(企画・審査) | (技) 専門 | 営繕職員(2~3級) | 6 | |
| 18 | H24.9.24 | H24.9.28 | 中堅係長(事務・技術) * | (事・技) 総合 | 係長(3級) 2~3年目 | 35 | 適正業務指導官付係長 |
| 19 | H24.10.10 | H24.10.12 | 地域計画・地域連携 | (共) 専門 | 一般・係長(1~3級) | 18 | |
| 20 | H24.10.15 | H24.10.19 | 計画 * | (技) 教養 | 採用後(5~6年目) | 9 | 適正業務指導官付補佐 |
| 21 | H24.10.23 | H24.10.26 | 管理職員 * | (事・技) 総合 | 管理職 4級以上 | 13 | 適正業務指導官 |
| 22 | H24.10.30 | H24.11.2 | 管理基礎(河川) | (事・技) 教養 | 採用後(5~6年目) | 11 | |
| 23 | H24.10.30 | H24.11.2 | 管理基礎(道路) | (事・技) 教養 | 採用後(5~6年目) | 13 | |
| 24 | H24.11.5 | H24.11.9 | 初任事務・技術Ⅱ | (事・技) 総合 | 新規採用者(6ヶ月経過) | 21 | |
| 25 | H24.11.12 | H24.11.14 | 土地収用 | (共) 専門 | 係長層等(2~4級) | 16 | |
| 26 | H24.11.15 | H24.11.16 | 総合技術マネジメント(係長級) | (技) 専門 | 係長層(4~5年目) | 14 | |
| 27 | H24.11.19 | H24.11.22 | 管理職員 * | (事・技) 総合 | 管理職 4級以上 | 17 | 適正業務指導官 |
| 28 | H24.11.26 | H24.11.30 | 建設技術 * | (技) 教養 | 採用後(2~3年目) | 22 | 適正業務指導官付補佐 |
| 29 | H24.12.3 | H24.12.7 | 道路管理 | (技) 専門 | 係長層(2~3級) | 17 | |
| 30 | H24.12.5 | H24.12.7 | 中堅事務 * | (事) 教養 | 採用後(5~6年目) | 10 | 適正業務指導官付係長 |
| 31 | H24.12.10 | H24.12.14 | 電気通信計画 * | (技) 専門 | 電通職員(1~2級) | 8 | 適正業務指導官付補佐 |
| | | | | | | コンプライアンス研修受講者数 計 | 219 |

注) *は、研修カリキュラムにコンプライアンスを含む研修

平成25年度 研修実績表

| № | 研修日程(始) | 研修日程(終) | 研修コース名 | 研修種別 | 対象者 | 人(計画) | 研修講師 |
|----|-----------|-----------|-----------------|----------|---------------|------------------|------------|
| 1 | H25.4.1 | H25.4.5 | 初任職員 | (共) 総合 | 新規採用者 | 7 | ○ |
| 2 | H25.5.13 | H25.5.17 | 新任技術 I | (技) 総合 | 新規採用者(1ヶ月経過) | 5 | ビデオ配布資料 |
| 3 | H25.5.22 | H25.5.24 | 入札契約制度 | (事) 専門 | 一般・係長(1~4級) | 16 | ○ |
| 4 | H25.5.27 | H25.5.29 | 経理実務 | (事) 専門 | 一般・係長(1~4級) | 13 | ○ |
| 5 | H25.5.29 | H25.5.31 | テックフォース | (技) 専門 | 派遣隊員(3級) | 25 | ○ |
| 6 | H25.6.3 | H25.6.7 | 用地事務(初級) | (事) 専門 | 用地担当(1~4級) | 14 | 用地部補佐 |
| 7 | H25.6.5 | H25.6.7 | 災害査定 | (技) 専門 | 災害査定検査官(4級以上) | 10 | ○ |
| 8 | H25.6.10 | H25.6.14 | 新任係長(事務・技術) | (事・技) 総合 | 新任係長(2~3級) | 26 | 適正業務指導官付補佐 |
| 9 | H25.6.19 | H25.6.21 | テックフォース | (技) 専門 | 派遣以外(2~3級) | 21 | ○ |
| 10 | H25.6.24 | H25.6.29 | 新任係長(事務・技術) | (事・技) 総合 | 新任係長(2~4級) | 46 | 適正業務指導官付補佐 |
| 11 | H25.7.3 | H25.7.5 | 土地収用 | (共) 専門 | 係長層等(2~4級) | 17 | 適正業務指導官付補佐 |
| 12 | H25.7.22 | H25.7.26 | 河川管理 | (技) 専門 | 係長層(2~3級) | 14 | ○ |
| 13 | H25.9.9 | H25.9.13 | 中堅係長(事務・技術) | (事・技) 総合 | 係長(3級) 2~3年目 | 31 | 適正業務指導官付補佐 |
| 14 | H25.9.17 | H25.9.20 | 営繕行政(企画・審査) | (技) 専門 | 営繕職員(1~4級) | 6 | ○ |
| 15 | H25.9.18 | H25.9.20 | 用地事務(上級) | (事) 専門 | 用地担当(2~4級) | 11 | 用地部補佐 |
| 16 | H25.9.25 | H25.9.27 | 総合技術マネジメント課長級 | (技) 専門 | 課長層(2~3年目) | 8 | ○ |
| 17 | H25.10.2 | H25.10.4 | 地域計画・地域連携 | (共) 専門 | 一般・係長(1~3級) | 23 | ○ |
| 18 | H25.10.8 | H25.10.11 | 管理職員 | (事・技) 総合 | 管理職 4級以上 | 11 | ○ |
| 19 | H25.10.15 | H25.10.18 | 管理基礎(河川) | (事・技) 教養 | 採用後(5~6年目) | 12 | ○ |
| 20 | H25.10.15 | H25.10.18 | 管理基礎(道路) | (事・技) 教養 | 採用後(5~6年目) | 11 | ○ |
| 21 | H25.10.16 | H25.10.18 | 港湾技術基礎(公共調達コース) | (技) 専門 | 係員 | 5 | ○ |
| 22 | H25.10.21 | H25.10.25 | マネジメント(係長級) | (技) 専門 | 係長層(4~5年目) | 18 | ○ |
| 23 | H25.10.28 | H25.10.31 | 管理職員 | (事・技) 総合 | 管理職 4級以上 | 28 | ○ |
| 24 | H25.11.5 | H25.11.8 | 法律基礎 | (事) 教養 | 採用後(2~3年目) | 12 | 適正業務指導官付係長 |
| 25 | H25.11.11 | H25.11.15 | 道路管理 | (技) 専門 | 係長層(2~3級) | 17 | ○ |
| 26 | H25.11.18 | H25.11.22 | 初任事務・技術Ⅱ | (事・技) 総合 | 新規採用者(6ヶ月経過) | 7 | 適正業務指導官付補佐 |
| 27 | H25.11.25 | H25.11.29 | 建設技術 | (技) 教養 | 採用後(2~3年目) | 20 | ○ |
| 28 | H25.12.2 | H25.12.6 | 計画 | (技) 教養 | 採用後(5~6年目) | 17 | 適正業務指導官付補佐 |
| 29 | H25.12.4 | H25.12.6 | 中堅事務 | (事) 教養 | 採用後(5~6年目) | 9 | 適正業務指導官付係長 |
| 30 | H25.12.9 | H25.12.13 | 機械技術(上級) | (技) 専門 | 機械(2~3級) | 8 | ○ |
| 31 | H25.12.17 | H25.12.17 | 国際 | (技) 専門 | 一般・係長(1~3級) | 17 | ビデオ配布資料 |
| | | | | | | コンプライアンス研修受講者数 計 | 485 |

研修講師「O」はコンプライアンスインストラクター

②違法性の認識が希薄にならない研修手法の取組

入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと並びに入札談合に関与した職員には厳正な懲戒処分、損害賠償請求及び刑事処罰等が科されることになることを認識してもらうために、今年度実施する計画研修に、コンプライアンス不祥事事例等を活用したグループ討議方式を積極的に採り入れるなどの充実・強化を図る。

入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと、並びに入札談合に関与した職員には厳正な懲戒処分、損害賠償請求及び刑事処罰等が科されることを職員にしっかりと認識させるため、コンプライアンス不祥事事例（ビデオ教材）を活用したグループ討議を計画研修において取り入れて実施した。

グループ討議においては、研修生同士が質問や意見を出し合い、グループとしての意見等をまとめ発表することにより、コンプライアンスに係る理解を深めることができた。



③研修を受講する機会の少ない職員への対応

研修を受講する機会の少ない職員への対応のため、各事務所等に出向く出前講習を平成25年度も継続し、職員のコンプライアンス意識向上を図る。

研修を受講する機会の少ない職員への対応として、本局から各事務所に出向き、計画研修と同様の内容で行う出前講習を、18事務所367人を対象に実施した。出前講習は、平成26年度末までの2年間で、全事務所において実施する計画である。

平成25年度 出前講習実績表

| 日時 | 事務所名 | 職員講習会 | 管理職講習会 | 講習会講師 | 参加者数 |
|-----------|--------------------|-------|--------|--------|------|
| H25.7.22 | 三河港湾事務所 | ○ | — | ○ | 13名 |
| H25.7.23 | 越美山系砂防事務所 | ○ | ○ | ○ | 24名 |
| H25.7.23 | 名古屋港湾空港技術調査事務所 | ○ | — | ○ | 10名 |
| H25.7.30 | 静岡国道事務所・静岡宮織事務所 | ○ | ○ | ○ | 49名 |
| H25.9.27 | 飯田国道事務所 | ○ | ○ | ○ | 19名 |
| H25.10.4 | 多治見砂防国道事務所 | ○ | ○ | ○ | 34名 |
| H25.11.7 | 三峰川総合開発工事事務所 | ○ | ○ | ○ | 8名 |
| H25.11.8 | 天竜川ダム統合管理事務所 | ○ | ○ | ○ | 12名 |
| H25.12.9 | 沼津河川国道事務所 | ○ | ○ | ○ | 49名 |
| H25.12.11 | 豊橋河川事務所 | ○ | ○ | ○ | 27名 |
| H25.12.11 | 設楽ダム工事事務所 | ○ | ○ | ○ | 24名 |
| H25.12.17 | 高山国道事務所 | ○ | ○ | ○ | 22名 |
| H25.12.18 | 清水港湾事務所 | ○ | — | ○ | 15名 |
| H25.12.26 | 矢作ダム管理所 | ○ | — | ○ | 6名 |
| H26.2.5 | 名古屋国道事務所 | ○ | ○ | ○ | 34名 |
| H26.2.13 | 新丸山ダム工事事務所・丸山ダム管理所 | ○ | ○ | ○ | 21名 |
| | | | | 参加者 合計 | 367名 |

講習会講師欄「○」はコンプライアンスインストラクター

④ eラーニングシステムの改良

職員が自席において必要な知識を習得できるように導入した「発注者綱紀保持セルフチェック eラーニング」のシステムを、受講履歴や正解率等が分かるシステムへ改良する。

職員が自席において発注者綱紀保持に係る必要な知識を習得できるように、平成24年度に導入した「発注者綱紀保持セルフチェック eラーニング」のシステムについて、受講履歴や正解率等が分かるようにシステム改良を行った。

⑤ 外部講師による講習会等の実施

公正取引委員会等専門分野の外部講師による講習会を、本局幹部職員を含めて、引き続き実施する。

また、外部講師による各県（ブロック）単位による講習会開催を検討する。

官製談合防止法、独占禁止法の専門分野である公正取引委員会中部事務所より講師を招き、官製談合防止法の講習会を管内各県ブロック単位で開催した。どのような行為が入札談合等関与行為に当たるのか、入札談合に関与するとどのような処罰が行われるのかについて、実例に促した講義をしていただき、延べ336人が受講した。

本局幹部職員に対しては、公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長に講師を依頼し、「入札談合・官製談合の防止に向けて」と題して、幹部職員の心構え等についての講習会を、平成26年2月4日に開催した。



平成25年度 外部講師による講習会実績表

| 日時 | 講習会名 | 講師 | 会場 | 参加者数 |
|-----------|---|-------------------------------|--------------------------|------|
| H25.6.26 | 愛知ブロック(本局) 「入札談合等関与行為防止法」講習会 | 公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官 | 名古屋合同庁舎第2号館 8F 共用大会議室 | 138名 |
| H25.8.23 | 静岡ブロック(1日公正取引委員会) 「入札談合等関与行為防止法」講習会 | 公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官 | 静岡商工会議所 静岡事務所会館 | 65名 |
| H25.10.23 | 岐阜ブロック 「入札談合等関与行為防止法」講習会 | 公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官 | 木曾川上流河川事務所 ダム統管2階会議室 | 59名 |
| H25.12.4 | 三重ブロック 「入札談合等関与行為防止法」講習会 | 公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官 | 三重河川国道事務所 会議室 | 28名 |
| H25.12.10 | 長野ブロック 「入札談合等関与行為防止法」講習会 | 公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官 | 飯田国道事務所 会議室 | 46名 |
| 参加者 合計 | | | | 336名 |
| 日時 | 講習会名 | 講師 | 会場 | 参加者数 |
| H26.2.4 | 本局幹部職員向けコンプライアンス講習会 「入札談合・官製談合の防止に向けて」 | 公正取引委員会 事務総局 経済取引局 総務課長 | 名古屋合同庁舎第2号館 8F 共用大会議室 | 84名 |

⑥職員へのコンプライアンス意識の徹底

本局各部・各事務所の実態に即した、より身近なテーマを題材としたコンプライアンスミーティングを、4半期に1回程度本局各部・各事務所が主体となり実施する。また、コンプライアンスに関する事例等の情報を適宜事務所等に提供する等、コンプライアンス意識の高揚に向けた取組を継続する。

・コンプライアンスミーティングの実施

コンプライアンスに係る各職場の実態に即したより身近なテーマを題材に、職員が職場内において相互に意見交換することにより、関係法令及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を図ることを目的に、コンプライアンスミーティングを年4回実施した。



コンプライアンスミーティングは、4半期に1回程度

本局各部・各事務所が主体となり職場の所属毎で実施し、ミーティング欠席者に対しても、後日所属長等が個別に説明をすることでフォローを行い、職員への周知説明等を工夫しながら継続して実施している。

・コンプライアンス情報の発信

コンプライアンス意識の高揚を図るためには、日頃的具体事例から学ぶことも効果的な方法である。このため、発注者綱紀、倫理、非違行為等に関するタイムリーな情報を「コンプライアンス情報」として本局各部・各事務所に発信し、所属職員の啓発資料として積極的に活用する取組を継続して実施した。

平成25年度は、コンプライアンス情報を以下の15回発信した。

平成25年度 コンプライアンス情報 発信実績表

| 発信日時 | No. | 不祥事の概要 | 違反法令 | 啓発のポイント |
|----------|-----|---|----------------------------|---|
| H25.6.4 | 10 | 岩手県花巻市官製談合事件 PCへの不正アクセス(他人のID/パスワードの使用)し、設計金額を漏洩、見返りに現金を授受 | 刑法 官製談合防止法 不正アクセス防止法 | ①倫理規程の観点 ②不当な働きかけの観点 ③秘密の保持の観点 |
| H25.6.12 | 11 | 岐阜県関市 水道工事を巡る汚職事件 水道管緊急修繕工事(随意契約)の発注で便宜を図る見返りに現金等を要求 | 刑法 | ①倫理規程の観点 ②事業者との対応の観点 ③業者選定の観点 |
| H25.6.20 | 12 | 復興庁幹部ツイッターで暴言 個人のツイッター上で、職務上関係した市民団体や議員を中傷する発言を繰り返す | 国家公務員法99条 (信用失墜行為)の可能性 | ①国家公務員としての発言や行動 ②国民の信頼を得るには |
| H25.7.1 | 13 | 静岡地検事務官 暴力団に情報漏洩 交際相手の知り合いからの依頼を受け、事件捜査の発端となった情報や検察の求刑予定などの情報を漏洩した | 国家公務員法100条 (守秘義務違反) | ①守秘義務の重要性 ②情報管理の徹底 ③機密情報漏洩が発覚しないことはあり得ない |
| H25.7.12 | 14 | 静岡県警女性管理職 パワーハラスメント 部下を長時間立たせ暴言を浴びせるなどのパワーハラ行為 | 地方公務員法33条 (信用失墜行為) | ①自分がパワハラ(信用失墜行為)をしていないか ②周りで信用失墜行為が起きていないか ③気づいた時の相談・報告 |

| 発信日時 | No. | 不祥事の概要 | 違反法令 | 啓発のポイント |
|-----------|-----|---|--------------------------------|---|
| H25.7.29 | 15 | 外務省職員フェイスブックに不適切な書き込み ソーシャルメディアの不適切利用 | 国家公務員法99条 (信用失墜行為) | ①国家公務員としての発言や行動 ②国民の信頼を得るには |
| H25.8.9 | 16 | 国家公務員倫理法違反による懲戒処分事案概要 | 国家公務員倫理法 | ①「3つの基本的心構え」 ②利害関係者との間における規制 |
| H25.9.19 | 17 | 大阪国税局調査官による内部情報の漏洩 税務調査にあたり内部情報を漏洩し、虚偽説明を事前に擦り合わせ | 法人税法(虚偽答弁) 国家公務員法100条 刑法 | ①OB等からの不当な働きかけについて ②適切な情報管理 ③倫理規程の観点 |
| H25.10.17 | 18 | 厚生労働省メールの誤送信 メールによる公益通報の内容確認において、返信先を誤り通報者の個人情報等を誤送信 | _____ | ①メール送信時のチェックの徹底 ②職員の意識向上 ③ミスが発生した場合における上司への速報体制・対応方法 |
| H25.10.29 | 19 | 浜松市職員 下水道工事で情報漏洩 配水管敷設工事など合計16件の設計金額を、設計積算システムより記憶媒体にダウンロードし業者に提供 | 地方公務員法34条 (守秘義務) | ①組織としての情報管理 ②事業者との対応 |
| H25.11.20 | 20 | 滋賀・大津市職員による入札情報漏洩 市民病院の施設工事を巡り、業者に電話で設計金額に近い金額を伝える 島根・益田市職員による入札情報の漏洩 益田市発注のごみ収集業務の入札を巡り情報漏洩 | 刑法 官製談合防止法 | ①適切な情報管理 ②事業者との対応 |
| H25.12.17 | 21 | 鹿児島県職員 病院工事で情報漏洩 県立病院の整備工事で最低制限価格を漏洩 | 官製談合防止法 | ①公務員としての自覚 ②適切な情報管理 ③事業者との対応 |
| H26.1.24 | 22 | 農林水産省元職員 補助金交付を巡る汚職事件 補助事業で便宜を図った見返りに現金を借りる | 刑法 | ①事業者との対応 ②倫理規定の観点 |
| H26.2.18 | 23 | 高知県内における入札談合事案 高知地検 元副所長(2人)と事業者(6人)を在宅起訴 | 官製談合防止法 | ①事業者との対応 ②違法性の認識(3つのペナルティ) ③国民からの厳しい視線 |
| H26.3.12 | 24 | 北陸新幹線の融雪設備工事を巡る談合事件 東京地検特捜部 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社設備部長を官製談合防止法違反罪で在宅起訴 | 官製談合防止法 | ①事業者との対応 ②適切な情報管理 ③情報漏洩は重大な違法行為 ④同僚・上司と良く相談し、組織として適切な業務執行を |

⑦コンプライアンスインストラクターの積極的な活用
 今年度実施する計画研修での講義及び副所長会議等でのコンプライアンスに係る周知・説明などに、コンプライアンスインストラクターを積極的に活用する。

平成25年6月11日に国土交通大学校教授を講師として招き、コンプライアンスインストラクターを養成するための講習会を実施し、12名のコンプライアンスインストラクターを養成した。なお、平成25年11月に国土交通大学校で開催されたコンプライアンス指導者養成研修には、3名の職員が受講した。



上記講習会等により養成したコンプライアンスインストラクターは、平成25年度に中部地方整備局で実施した計画研修や研修を受講する機会の少ない職員への対応として実施している「出前講習」の講師、又、各種会議等でコンプライアンスに係る説明を積極的に実施した。

* 計画研修講師の実績は、P 7 「平成25年度研修実績表」 研修講師欄参照

出前講習講師の実績は、P 8 「平成25年度出前講習実績表」 講習会講師欄参照

(4) 意識改革に向けた取組

①事業者との応接方法の徹底等

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適切に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うために、原則として受付カウンター等のオープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、計画研修・出前講習、コンプライアンスミーティング等において、繰り返し説明することで、周知・徹底を図った。

事業者との応接方法

発注者綱紀保持規程 第5条

(事業者等との応接方法)
第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。
2 発注担当職員は、事業者等との応接にあたっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所¹で複数の職員により対応するものとする。これによることができない場合は、事前に所属長等²に承認する者が所属長であるときは、その上司)の承認を得るものとする。

◇事業者等との応接のルール(原則)

| | |
|---------------------|---------------------------------------|
| 1) 公平・適正 (第5条第1項) | ■ 特定の事業者等を差別的に取り扱わない |
| 2) 必要最小限 (第5条第2項) | ■ 業務上の必要がないのに、特定の事業者等と会わない(注) |
| 3) オープンな場所 (第5条第2項) | ★原則どおりの応接ができない場合は、事前に所属長の承認をえる(口頭で良い) |
| 4) 複数の職員 (第5条第2項) | |

事業者等との応接にあたっては、相手が利害関係者であることを十分にわかまえ、事前にアポイントメントをとらせ、国民の疑惑や不信を招かないよう、受付カウンター等のオープンな場所¹で複数の職員により応接することを基本としてください。

(注)「必要最小限にとどめる」とは、業務上必要とする打合せ等の回数を制限するものではありません。従って、契約相手の請負業者等に指示、指導等するために必要な協議、打合せや、より良いものを作るための意見交換・議論は業務上必要不可欠であり、要請することなく行って頂いて構いません。事業者等との業務上必要な応接は、相手が利害関係者であることを十分にわかまえ、国民の疑惑や不信を招かないよう、適切な場所・適切な方法で行うことが重要です。
*業務上特に理由がないのに頻りに特定の事業者等と会うことは、国民の疑惑や不信を招くおそれがあります。

7

②副所長室の相部屋化等

副所長室の相部屋化については、これまでも実施してきたところであるが、再発防止対策の趣旨を十分に留意して、今後も取組を進める。なお、予算上等の制約から、直ちに実施することが困難な場合には、少なくとも可視化を行う。

副所長室の相部屋化については、これまでも実施してきたところであるが、高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策の趣旨を十分に留意し、副所長室の相部屋化等の取組を継続して実施した。なお、予算上の制約や耐震上の問題から、直ちに実施することが困難なことを踏まえ、可視化については早急¹に実施する必要から、副所長室と副所長室間のドアを原則撤去することとした。

平成24年度末時点での副所長相部屋化率は44%であったが、今年度、9事務所において副所長室間の壁撤去等を行い、副所長室間のドア撤去による可視化を図った7事務所を含め、相部屋化率は88%となった。今後も、順次相部屋化を進めていく予定である。

③本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーション機会の増加

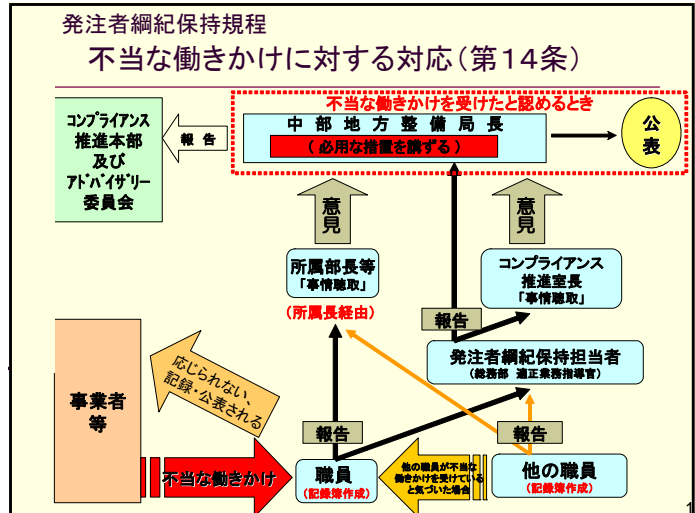
本局幹部職員の事務所視察等において、事務所等職員とのコミュニケーション機会の増加を図る。

局長や副局長など本局幹部職員による事業現場や事務所に視察に行く機会を増やす取組を、平成24年度から継続して実施し、管内全36事務所を訪問することで、事務所職員とのコミュニケーション機会が増加し、事務所が抱える問題・課題等を積極的に把握し、本局・事務所が一体となって解決する体制づくりの取組みなど、コンプライアンス意識の向上を図った。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合において、直属の上司及び局長へ報告することなどを、局長から全職員に対してメッセージを発信し、周知・徹底を図る。

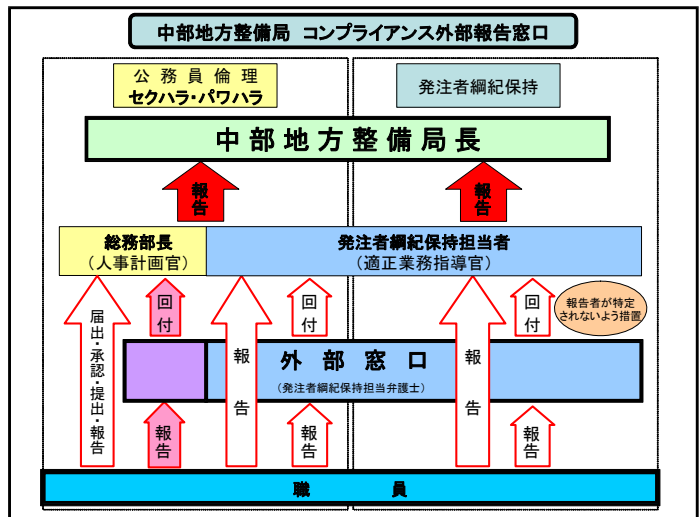
事業者等から不当な働きかけに該当すると思料される行為を受けた時の報告、又は、他の職員が不当な働きかけと思料される行為を受けたことを知った時の報告について、平成25年4月23日付けで発注者綱紀保持規程及び同マニュアルを一部改正し、局長より「不当な働きかけを受けた場合、或いは気づいた場合は毅然とした対応と上司への報告を怠らないよう心がける」旨のメッセージを発信した。不当な働きかけに対する報告については、計画研修・出前講習、コンプライアンスミーティング等において、繰り返し説明することで、職員への周知・徹底を図った。



(6) コンプライアンス外部報告窓口の設置

発注者綱紀保持に係る外部報告窓口を、公務員倫理等も含めたコンプライアンス外部報告窓口として設置する。

中部地方整備局発注者綱紀保持規程第13条に規定する「発注者綱紀保持担当弁護士」は、平成19年9月1日から発注事務に関する外部報告の窓口を委嘱してきたところであるが、平成25年4月から「公務員倫理等に関する報告についての外部窓口」も合わせて委嘱し、コンプライアンス外部報告窓口として設置し、職員への周知・徹底を図った。



B. 検証 (評価)

【自己評価】

コンプライアンス推進本部会議を毎月開催し、本部長からコンプライアンスの推進について各事務所に指示を行い、内部統制の強化を図ることが出来た。また、各事務所でのコンプライアンス推進責任者から取組状況等の報告をさせることで、各事務所間

の情報共有を図ることができた。

各事務所に構築したコンプライアンス推進室は、コンプライアンスミーティングのテーマ決定や事務所独自の取組み等、事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進する上で機能した。

コンプライアンスミーティングのテーマ設定・実施については、今年度より4半期に1度、本局各部・各事務所の主体的な取組として実施した。これにより、各部署毎に身近なテーマを選定し、職員の参加意欲を高める効果はあったが、一方では、事務所間の取組に多少濃淡等がみられたことから、次年度については、今年度の成果を生かしつつ、推進本部として一定の方向性を示すなどの方法を検討していきたい。

違法性の認識に関する研修の徹底としては、計画研修、出前講習及び外部講師による講習会等ほぼ計画通りに実施することができた。

副所長室の相部屋化については、この1年間で、副所長室間の壁撤去等により、新たに9事務所において完了することが出来た。予算的な制約もあるが、引き続き相部屋化を進めていきたい。

不当な働きかけに対する報告の徹底に係る発注者綱紀保持規程・同マニュアルの改正については、平成25年4月23日に開催した推進本部会議において改正し、局長からメッセージを発信する等、職員周知を行ったところであるが、引き続き周知・徹底を図ってきたい。

コンプライアンス外部報告窓口については、窓口設置の職員周知を実施し、氏名を伏せての報告ができることや報告することで不利益は発生しないことを計画研修等で説明してきた。引き続き、外部報告窓口設置の趣旨が生かされるように、職員への周知・徹底を図ってきたい。

【アドバイザー委員会による評価】

コンプライアンスミーティングに参加した職員や研修受講者の意見・感想等を把握した上で、今後の取組に反映させるべきである。

3～4年に1回は研修等を受けないと、職員のコンプライアンス意識は薄れていく。eラーニングシステムの未実施者や、出前講習、研修に参加できなかった職員のフォローをしっかりと行うことが重要である。

職場の実態に即した、より身近なテーマを本局各部・各事務所に主体となって設定し実施するコンプライアンスミーティングの取組は、各部・各事務所のコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自立的に推進する良い取組であるが、対応に苦慮したとの意見もあったため、今後も、本局各部・各事務所に対してフォローや指導をしっかりと行うこと。

3. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

A. 取組の実施状況

(1) 入札契約手続きの見直し

中部地方整備局の事務所において発注する工事の一部について、高知県内における入札談合事案に関する調査報告書の再発防止対策を踏まえ、次の試行を実施する。

①入札書と技術提案書の同時提出

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図る取組

②予定価格作成時期の後倒し

予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格漏洩の防止を図る取組

③技術提案書における業者名のマスキングの実施

技術提案書における業者名をマスキング実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩を防止する取組

中部地方整備局の事務所において発注する工事の一部について、高知県内における入札談合事案に関する調査報告書の再発防止対策を踏まえ、平成24年度より継続して実施している上記入札契約手続きの試行を、以下の27事務所において実施した。

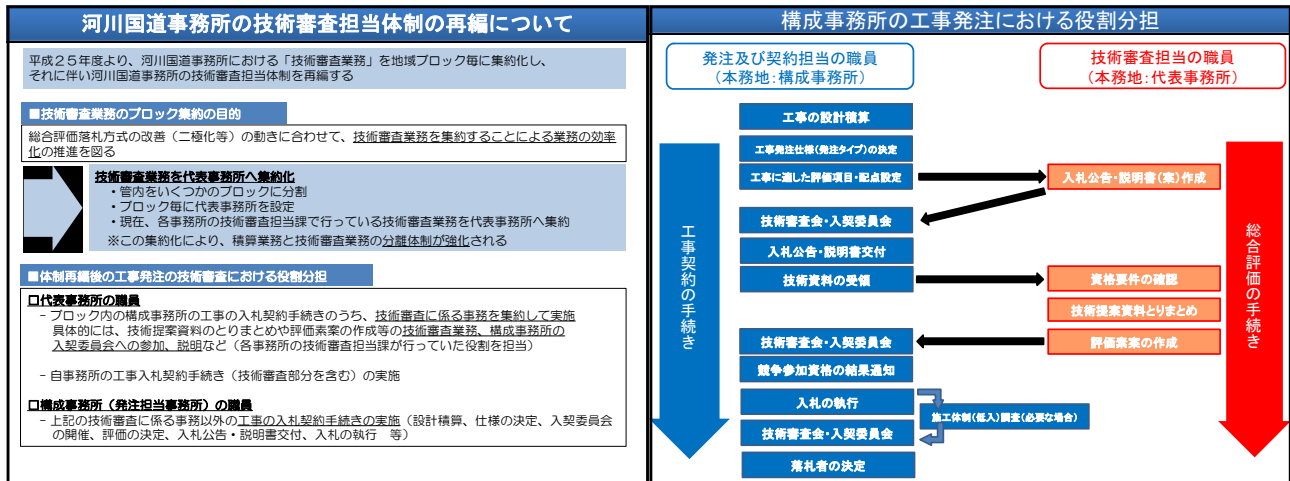
不正が発生しにくい入札契約制度 試行実績表 (H24 ~ H25)

| No. | 事務所名 | 件名 | 工種 | ランク | 公告日 |
|-----|---------|-----------------------------|------|-----|----------|
| 1 | 三重河川国 | H24 波瀬川八太築堤護岸工事 | 一般土木 | C | H25.1.22 |
| 2 | 静岡河川 | H24 富士海岸蒲原小金西離岸堤工事 | 一般土木 | C | H25.1.30 |
| 3 | 飯田国道 | H24 19号贅川視距改良工事 | 一般土木 | C | H25.1.29 |
| 4 | 静岡国道 | H24 1号清羽鳥地区道路建設工事 | 一般土木 | C | H25.1.23 |
| 5 | 名古屋港湾 | H25名古屋港灯浮標雑工事 | 港湾土木 | B、C | H25.2.8 |
| 6 | 清水港湾 | H25清水港灯浮標雑工事 | 港湾土木 | B、C | H25.2.12 |
| 7 | 三河港湾 | H24三河港防波堤(北)改良工事(その2) | 港湾土木 | B | H25.2.4 |
| 8 | 静岡営繕 | H25 浜松地域センター改修ほか1件工事 | 建築 | D、C | H25.6.10 |
| 9 | 愛知国道 | H25 名二環小川地区道路建設工事 | 一般土木 | C | H25.6.14 |
| 10 | 木曾川上流 | H25 牧田川大野築堤工事 | 一般土木 | C | H25.6.18 |
| 11 | 高山国道 | H25 中部縦貫新張跨道橋下部工事 | 一般土木 | C | H25.6.18 |
| 12 | 多治見砂防国道 | H25 21号坂祝BIP深菅地区道路建設工事 | 一般土木 | C | H25.6.19 |
| 13 | 庄内川河川 | H25 庄内川中須築堤工事 | 一般土木 | C | H25.7.2 |
| 14 | 天竜川上流 | H25 天竜川殿島護岸工事 | 一般土木 | C | H25.7.8 |
| 15 | 天竜川ダム | H25 小渋ダム土砂バイパス吐口整備工事 | 一般土木 | C | H25.7.9 |
| 16 | 紀勢国道 | H25 42号松阪多気BIP整備工事 | 一般土木 | C | H25.7.12 |
| 17 | 越美山系砂防 | H25 越美山系下谷第2砂防堰堤道路工事 | 一般土木 | C | H25.7.18 |
| 18 | 沼津河川国道 | H25 大場川護岸工事 | 一般土木 | C | H25.7.18 |
| 19 | 名古屋国道 | H25 153号東部地区橋梁補強補修工事 | 一般土木 | C | H25.7.25 |
| 20 | 豊橋河川 | H25 矢作川森高水護岸工事 | 一般土木 | C | H25.7.26 |
| 21 | 名四国道 | H25 23号豊橋BIP大崎IC高架橋南下部工事 | 一般土木 | C | H25.7.31 |
| 22 | 富士砂防 | H25 由比地すべり大久保トンネル排水ポーリング工事 | 一般土木 | C | H25.8.6 |
| 23 | 岐阜国道 | H25 東海環状東深瀬道路建設工事 | 一般土木 | C | H25.8.6 |
| 24 | 浜松河川国道 | H25 佐久間道路東栄地区道路建設工事 | 一般土木 | C | H25.8.6 |
| 25 | 木曾川下流 | H25 木曾川佐屋川樋管部築堤護岸工事 | 一般土木 | C | H25.9.2 |
| 26 | 新丸山ダム | H25 新丸山ダム井尻八百津線第2小和沢橋下部工事 | 一般土木 | C | H25.10.3 |
| 27 | 四日市港湾 | H25 四日市港霞ヶ浦南ふ頭地区護岸(W26)補修工事 | 港湾土木 | B、C | H25.9.10 |

(2) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の強化

「技術審査・評価業務」を集約化し、技術審査・評価体制を再編することにより、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を強化し、両者の情報を知る機会や、知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る。

「技術審査・評価業務」を集約化し、技術審査・評価体制を再編することにより、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を強化し、積算と技術評価の両方の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図った。



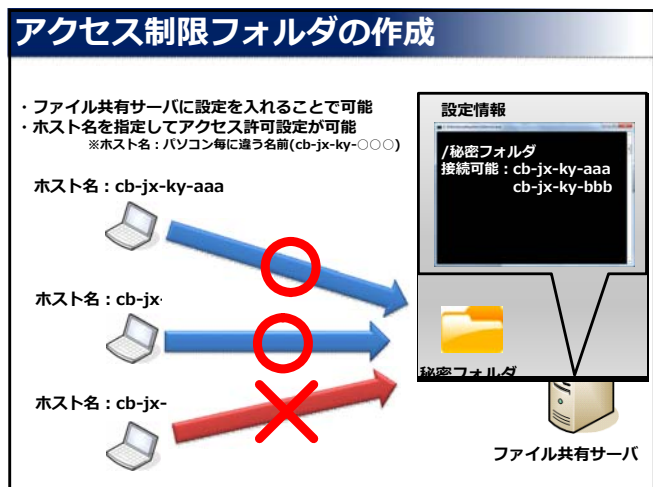
(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について、明確化・ルール化を図る。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティーの強化を図る等情報管理の徹底を進める。このため、発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルの改訂を行い、周知・徹底を図る。

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法や管理責任者について、平成25年9月24日付けで発注者綱紀保持規程及び同マニュアルを一部改正し、明確化・ルール化を図り、これに基づき各事務所において、情報の種類毎に情報管理責任者や業務上取り扱う者を指定した。

機密情報が含まれる文書の管理に当たっては、電子データとして保管する場合には、アクセス制限やパスワード管理等の技術的セキュリティーの強化を図るなど、情報管理の徹底を進めた。



B. 検証（評価）

【自己評価】

入札契約手続きの見直しについては、平成24年度から引き続き試行として実施してきた。今後、実施状況等を踏まえた上で、本格実施に移行する予定である。

事務所(管理所)における「技術審査・評価業務」を集約化し、技術審査・評価体制の再編を行い、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を強化した。

情報管理の徹底については、発注者綱紀保持規程及び同マニュアルの改正を平成25年9月24日付けで実施し、職員への周知・徹底を図り、各事務所において情報の種類毎に情報管理責任者等を指定することが出来た。マスキングの実施等、実際の業務において過度の負担となっていないか見極めながら、今後改善していきたい。

【アドバイザー委員会による評価】

マニュアルが複雑化し、業務に支障が出ることも懸念される。マスキングの実施については、職員に過度の負担になっていないか注視し、本格実施に移行すること。

4. ペナルティの強化

A. 取組の実施状況

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合等不正行為があった場合の違約金の引き上げ（請負代金額の10%を15%に）対象を、談合の首謀者或いは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者に拡大して適用する取組については、継続して実施する。

入札談合等不正行為があった場合の違約金（請負代金額の10%を15%）の引き上げ対象を、談合首謀者或いは一定期間内に繰り返し談合行為を行った事業者に拡大して適用する取組を、平成24年度から継続して実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

談合業者のうち首謀者或いは一定期間内に繰り返し談合行為を行った事業者に対する違約金を引き上げる取組みについては、事業者における入札談合抑止効果の一端を担う観点から有効であり、引き続き実施していく。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

5. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開

A. 取組の実施状況

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

再発防止対策の具体的措置状況等について、コンプライアンス推進本部会議により、コンプライアンス推進責任者からのモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図る。

毎月開催する推進本部会議において、3～4事務所のコンプライアンス推進責任者である事務所長から、事務所における再発防止対策の具体的措置状況等の報告を受け、平成26年3月までに33事務所の実施状況の確認・点検を行い、業務の都合でどうしても日程の調整が出来なかった残り3事務所については、平成26年4月の推進本部会議において実施する予定である。



中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組については、当該年度の推進計画及び前年度推進計画の実施状況等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、中部地方整備局ホームページにて公表した。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表する等の透明化・情報公開の強化を行う。

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所(管理所)ごとの一般土木工事又は港湾土木工事における、各年度・各月の平均落札率や各年度の受注者毎の当初契約金額及び受注割合を、中部地方整備局のホームページにて公表し、情報公開の強化を図った。

B. 検証(評価)

【自己評価】

推進本部におけるモニタリングでは、コンプライアンス推進責任者である事務所長からの報告により、事務所における推進計画の措置状況等の確認・把握を行うことが出来た。報告のあった事務所独自の取組などは、各事務所に情報提供を行い、参考となる事務所の取組は、積極的に取り入れる様に指示している。

応札状況の情報公開は、平均落札率等の情報に対する意識を高めた。今後とも継続して注視していくこととする。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

6. 再発防止対策の周知

建設業界に対して、再発防止対策の趣旨・内容等及び推進計画に基づく整備局の取組を色々な機会を通じて説明・周知し、理解を求める。

A. 取組の実施状況

建設業界に対して、再発防止対策の趣旨・内容等推進計画に基づく中部地方整備局の取組を、本局及び各事務所の幹部職員により、意見交換会などの色々な機会を通じて説明・周知を行い、理解を求めた。

平成25年度 建設業界への説明状況

【実施状況】

1. 対象団体

- ①工事関係：(一社)日本建設業連合会中部支部、各県建設業協会等
- ②コンサルタント関係：(一社)建設コンサルタンツ協会中部支部等

2. 実施状況

○理事会・役員会、意見交換会等での説明

| 実施月 | 回数 | 相手方 |
|-----|-----|----------------------------|
| 4月 | 3回 | 愛知県建設業協会理事会 ほか |
| 5月 | 9回 | 岐阜県建設業協会理事会 ほか |
| 6月 | 4回 | 中部建設青年会議愛知支部 ほか |
| 7月 | 5回 | (一社)建設コンサルタンツ協会 ほか |
| 8月 | 2回 | (一社)港湾技術コンサルタンツ協会 ほか |
| 9月 | 3回 | (一社)日本埋立浚渫協会 ほか |
| 10月 | 2回 | (一社)全国測量設計業協会連合会中部地区協議会 ほか |
| 12月 | 1回 | 日本港湾空港建設協会連合会 ほか |
| 2月 | 3回 | (一社)海洋調査協会 ほか |
| 3月 | 4回 | 全国浚渫業協会東海支部 ほか |
| 合計 | 36回 | |

○各団体の事務局を通じ会員へメール等による情報提供 4月、5月：7 団体

B. 検証（評価）

【自己評価】

各団体の理事会、役員会等の場、意見交換会、講演会等の色々な機会を通じて、本局幹部職員や事務所長から再発防止対策の趣旨や内容等及び中部地方整備局の取組を、繰り返し説明・周知を実施することにより、整備局のコンプライアンスに対する姿勢に理解が得られた。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

7. 監査機能の充実

推進計画の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項とした内部監査の充実を図る。

A. 取組の実施状況

平成25年度監査計画に基づき平成25年12月までに管内の14事務所を対象に、平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンス推進室の設置、コンプライアンスミーティングの実施などの取組状況及び入札契約手続運営委員会の開催、入札契約関係資料のマスキング・保管状況等について内部監査を実施した。また、コンプライアンスに関する事務所幹部職員へのヒアリングも実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

年度当初に策定した監査計画に基づいて、14事務所におけるコンプライアンス推進計画の取組状況や入札契約手続運営委員会・入札契約関係文書の管理等について内部監査を実施し、事務所における適正な業務執行、効果的・効率的かつ自律的な取組等について確認した。一部の事務所において、入札契約関係文書が共有ドライブにパスワードを付けずに保存されていた為、指摘事項として取り上げ、即時に改善された。

また事務所幹部職員のヒアリングでは、コンプライアンスに関する認識が高く、職員へのコンプライアンスの推進・保持に真摯に取り組んでいる姿勢が確認できた。

【アドバイザー委員会による評価】

内部監査とはいえ、細部にわたってしっかりと監査されており、信頼できる。

指摘事項とされたデータの取り扱いの件については、パーソナルエラーなのか、システムエラーなのかをしっかりと分析し、再発の防止に努めていただきたい。

まとめ

平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、平成25年3月14日付けの高知県内における入札談合事案に関する調査報告書で取りまとめられた「再発防止対策」を踏まえて、平成25年4月23日付けで策定したものである。

平成25年度推進計画は、「違法性の認識に関する研修の徹底に関する取組」「職員のコンプライアンス意識改革に向けた取組」「談合が発生しにくいシステムの導入に関する取組」「再発防止対策の実施状況の把握及び情報公開に関する取組」「建設業界に対する周知に関する取組」等を定めたものであるが、本推進計画に記載した全ての取組は概ね達成することができた。

しかし、違法性の認識や意識改革に向けた取組については、マンネリ化や形骸化を防ぐための知恵や工夫を凝らした上で、今後も繰り返し継続し、職員一人ひとりにコンプライアンス意識を浸透させ、ひいては組織的な意識の高揚と風化防止を図らなければならない。

このため、推進計画における取組状況等の確認を行い、自己評価した上で、外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザリー委員会からの提言等を踏まえて、平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定したところである。

平成26年度においても、中部地方整備局は新たな推進計画の下、組織一丸となってコンプライアンスを徹底し、国民の信頼回復に向けた取組を強力に推し進めていくこととする。